

花巻市パートナーシップ制度及びファミリーシップ制度に関する条例施行規則（案）

（趣旨）

第1条 この規則は、~~（仮称）~~花巻市パートナーシップ制度及びファミリーシップ制度に関する条例（令和6年花巻市条例第●号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において使用する用語の定義は、条例で使用する用語の例による。

（宣誓の方法）

第3条 条例第6条第1項により、パートナーシップの宣誓をしようとする者は、花巻市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓届（様式第1号。以下「届書」という。）に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

（1）住民票の写し又は住民票記載事項証明書

（2）戸籍個人事項証明書、戸籍全部事項証明書その他の現に婚姻していないことを証明する書類

（3）宣誓をしようとする者双方が市の区域内に住所を有していない場合にあっては、少なくともいずれか一方の市の区域内への転入の予定を確認することのできる書類

（4）その他市長が必要と認める書類

2 条例第6条第2項の規定により、ファミリーシップの宣誓をしようとする者は、届書に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

（1）ファミリーシップの対象としようとする子又は親の戸籍個人事項証明書、戸籍全部事項証明書その他の親子関係にあることを証明する書類

（2）ファミリーシップの対象としようとする子（宣誓をしようとする日において15歳以上の者に限る。）又は親の同意書（様式第2号）

（3）その他市長が必要と認める書類

3 市長は、第1項各号及び前項各号に掲げる書類を審査し、条例第7条各号に掲げる要件を満たしていると認めたときは、宣誓をしようとする者に対し宣誓をさせるものとする。

4 宣誓をしようとする者は、市の職員の面前で花巻市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書（様式第3号。以下「宣誓書」という。）に署名しなければならない。この場合において、宣誓をしようとする者が宣誓書に自署できない事情があると市長が認めたときは、当該宣誓をしようとする者が認めた者が、当該宣誓をしようとする者の立会いのもと、当該宣誓をしようとする者に代わって署名することができる。

5 宣誓をしようとする者は、宣誓をしようとする日に、本人であることを明らかにするために次に掲げるいずれかの書類（以下「本人確認書類」という。）を提示しなければならない

ない。

(1) 運転免許証

(2) 個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）

(3) 旅券

(4) 在留カード

(5) その他官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書（本人の写真が貼付されたものであって、宣誓をした時点において有効であるものに限る。）又はこれらに準ずるものとして市長が適当と認めたもの

（通称の使用）

第4条 条例第8条の規定により、パートナーシップの宣誓において通称の使用を希望する者は、届書に、戸籍上の氏名（外国人にあつては、旅券又は在留カードに記載された氏名）及び使用する通称を記載するとともに、日常生活において当該通称を使用していることが確認できる書類の写しを添付しなければならない。

（受領証等の交付等）

第5条 市長は、条例第6条第1項又は第2項に基づく宣誓をした者に対し、~~花巻市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書~~受領証（様式第4号）及び花巻市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証カード（様式第5号。）~~（以下これらを総称して「受領証等」という。）~~を交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、宣誓をした日~~（以下「宣誓日」という。）~~において、宣誓者の双方が市の区域内に住所を有していないときは、市長は、受領証等に代わり、花巻市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓者転入予定受付票（様式第6号。~~次項において以下「転入予定受付票」という。）~~を交付するものとする。

3 転入予定受付票の有効期限は、宣誓日から起算して3~~か~~月を経過する日までとする。

4 転入予定受付票の交付を受けた者が転入したときは、転入をした日から14日以内に、転入予定受付票及び転入後の住民票の写し又は住民票記載事項証明書を添えて、花巻市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓者転入完了申出書（様式第7号。~~次項において以下「転入完了申出書」という。）~~を市長に提出しなければならない。

5 市長は、転入完了申出書が提出されたときは、受領証等を交付するものとする。

（受領証等の再交付）

第6条 受領証等の交付を受けた宣誓者が、紛失、毀損、汚損等の理由により受領証等の再交付を希望するときは、花巻市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（様式第8号）により、市長に対し、受領証等の再交付を申請することができる。

この場合において、受領証等を毀損し、又は汚損したことによる申請であるときは、当該受領証等を添えて申請しなければならない。

- 2 前項の規定による申請をしようとする者は、本人であることを明らかにするために、本人確認書類を提示しなければならない。
- 3 市長は、第1項の規定による再交付の申請があったときは、その内容を審査し、再交付すべきであると認めたときは、受領証等を再交付するものとする。
- 4 前項の規定により、受領証等の再交付を受けた者のうち、再交付後に紛失した受領証等を発見した者は、速やかに当該受領証等を市長に返還しなければならない。

(解消届)

第7条 条例第9条第1項又は第2項の規定によりパートナーシップ又はファミリーシップを解消しようとする宣誓者の一方又は双方は、花巻市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓解消届（様式第9号。次項において以下「解消届」という。）を市長に届け出なければならない。

- 2 市長は、~~前項に規定する~~解消届の届出がなされたときは、その届出により解消されたパートナーシップ又はファミリーシップについて第5条に基づき宣誓者に対して交付した受領証等を返還させた上で、ファミリーシップの解消の場合には、解消した子又は親の氏名を削除した受領証等を交付するものとする。
- 3 市長は、条例第9条第3項に規定する場合において、相当の期間、第9条に規定する返還届の提出がないときは、宣誓者に対し、受領証等の返還を求めることができる。

(子又は親の氏名の削除)

第8条 条例第10条の規定により申立てをしようとするファミリーシップの対象者は、花巻市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等に関する申立書（様式第10号。次項において以下「申立書」という。）を市長に届け出なければならない。

- 2 市長は、~~前項に規定する~~申立書の届出がなされたときは、第5条に基づき宣誓者に対して交付した受領証等を返還させた上で、申立書を届け出た当該子又は親の氏名を削除した受領証等を交付するものとする。

(受領証等の返還等)

第9条 宣誓者は、条例第9条、第11条及び第12条の規定により受領証を返還しなければならないとされた場合には、受領証等に花巻市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等返還届（様式第11号。第12条において以下「返還届」という。）を添えて、市長に提出しなければならない。

(宣誓書の記載事項変更)

- 第10条 宣誓者は、条例第13条に基づく変更の届け出を行う場合には、花巻市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書記載事項変更届（様式第12号、第3項において以下「変更届」という。）に、必要な書類を添えて、市長に届け出なければならない。
- 2 第6条第2項の規定は、前項の規定による記載事項変更について準用する。この場合において、同項中「申請」とあるのは、「届出」と読み替えるものとする。
- 3 市長は、第1項に規定する変更届の届出がなされたときは、その届出により記載事項が変更となるパートナーシップ又はファミリーシップについて第5条に基づき宣誓者に対して交付した受領証等を返還させた上で、記載事項を変更した受領証等を交付するものとする。

(紛失届)

- 第11条 条例第9条第3項、第11条第2項及び第12条第2項の場合において、宣誓者は、受領証を紛失し、返還することができないときは、花巻市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等紛失届（様式第13号）を市長に提出しなければならない。

(宣誓書の保存期間及び廃棄)

- 第12条 市長は、宣誓書を宣誓日から27年間保存するものとする。ただし、返還届が提出された場合は、宣誓書を廃棄することができる。

(受領証の交付証明)

- 第13条 市長は、条例第15条に基づき、花巻市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証交付済証明願（様式第14号）により、当該受領証の交付を受けていることの証明を求められたときは、花巻市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証交付済証明書（様式第15号）を交付するものとする。

(台帳の整備)

- 第14条 市長は、受領証証明書等の交付状況を明確にするため、台帳を整備するものとする。

(自治体との相互連携)

- 第15条 条例第16条第1項の規定による受領証の交付を受けようとする宣誓転入者は、花巻市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓継続申告書（様式第16号）に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。
- (1) 連携自治体が宣誓転入者に対し交付した宣誓したことを証する書類
- (2) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書

(3) その他市長が必要と認める書類

2 宣誓転入者は、次のいずれかの本人確認書類を提示しなければならない。

(1) 運転免許証

(2) 個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）

(3) 旅券

(4) 在留カード

(5) その他官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書（本人の写真が貼付されたものであって、宣誓をした時点において有効であるものに限る。）又はこれらに準じるものとして市長が適当と認めたもの

3 市長は、条例第16条第1項に基づき受領証の交付を求めた者に対し、受領証等を交付するものとする。

4 市長は、宣誓転入者から第1項第1号に規定する書類の提出があった場合は、遅滞なく転出元である連携自治体に通知する。

（委任）

第~~16-1-5~~条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この規則は、令和7年4月1日公布の日~~から~~施行する。